

平成31年度横浜市港湾整備事業費会計予算

平成31年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,522,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文 子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1,135,018
	1 使用料	1,135,018
2 財産収入		21,923
	1 財産運用収入	21,923
3 繰入金		132,010
	1 一般会計繰入金	132,010
4 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
5 諸収入		9,762,867
	1 貸付金元利収入	1,193,369
	2 雑収入	8,569,498
6 市債		14,420,500
	1 市債	14,420,500
歳 入 合 計		25,522,318

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		千円 25,522,318
	1 管 理 費	1,290,219
	2 施 設 整 備 費	200,000
	3 山下ふ頭再開発事業費	8,096,000
	4 新本牧ふ頭整備費	8,480,000
	5 港湾施設等整備費貸付金	6,251,500
	6 公 債 費	1,199,599
	7 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		25,522,318

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
山下ふ頭再開発事業に伴う31年度建物移転補償契約の締結に係る予算外義務負担	平成32年度から平成34年度まで	限度額 3,000,000千円
新本牧ふ頭第1期地区地盤改良工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	平成32年度	限度額 12,000,000千円
新本牧ふ頭第1期地区ケーソン製作工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	平成32年度	限度額 4,400,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山下ふ頭再開発 用地造成費	千円 8,169,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成31会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
港湾施設等整備費 貸付金	6,251,500	同 上	同 上	同 上
計	14,420,500			